

掛川市規則第12号

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第42号）を次のように改正する。

第2条第1項中「独自サービス利用申請書（別記様式）」を「市長が別に定める申請書」に改める。

第5条中「独自サービス利用申請書」を「同項に規定する申請書」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。